

## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表Ⅰによるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表Ⅱの基本分類コードに定めるものをいいます。（ただし、表Ⅱ中の「除外するもの」欄を除きます。）

表Ⅰ 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者（保険契約者が保険給付の対象となっている場合は保険契約者。以下、表Ⅰにおいて同じとします。）にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表Ⅱ 分類項目

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・渴
(1) 転倒・転落（W00～W19）		
(2) 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
(3) 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
(4) 不慮の溺死および溺水（W65～W74）		
(5) その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えんく嚥く吸引く（W78）、気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥く吸引く（W79）、気道閉塞を生じたその他の物体の誤えんく嚥く吸引く（W80）
(6) 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）
(7) 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）		
(8) 熱および高温物質との接触（X10～X19）		
(9) 有毒動植物との接触（X20～X29）		
(10) 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの
(11) 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注1）（注2）（注3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
(12) 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
(13) その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
(1) 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）		
(2) 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）		
(3) 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの		
(4) 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）		

## (備考)

注1 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎は含まれません。

注2 サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

注3 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。